

文教厚生常任委員会記録

1. 開催日時 令和 5 年 12 月 15 日（金） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 綾城委員長・米弥副委員長・林委員・岩藤委員・中平委員・
上田委員・江原委員・ひさなが委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 岡田局長・熊野書記
8. 協議事項
12 月定例会本会議（12 月 1 日）から付託された事件（議案 12 件）
9. 傍聴者 1 名
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 10 時 1 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 5 年 12 月 15 日

文教厚生常任委員長

綾 城 美 佳

記 録 調 製 者

熊 野 有志朗

綾城委員長 本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、文教厚生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますよう、お願いします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますよう、お願いします。それでは、これより、本委員会に付託されました議案 12 件について、審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となりますが、審査の都合により、別紙、一覧表のとおり変更することとしたいと思います。ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定しました。それでは、はじめに、議案第 2 号「令和 5 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

大田市民生活部長 議案第 2 号「国民健康保険事業特別会計」補正予算につきましては、人事院勧告による人件費の予算調整であり、特に補足説明はございません。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 5 号「令和 5 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

大田市民生活部長 議案第 5 号「長門市後期高齢者医療事業特別会計」補正予算につきましては、人事院勧告による人件費の予算調整及び保険料の還付金の増額によるものであり、特に補足説明はございません。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

中平委員 今、部長が補足説明は特にないということだったんですけど、補正予算書 104 から 105 ページ、第 3 款「諸支出金」、第 1 項「償還金及び還付加算金」、第 1 目「保険料還付金」、説明コード 900「保険料還付金」110 万円についてお伺いいたします。この内訳はどのようになっているのかをお伺いいたしま

す。

小林総合窓口課長補佐 後期高齢者医療の保険料の支払い方法として、年金からの天引きによる特別徴収がございます。この制度では、被保険者の死亡や所得更正により保険料の変更があった場合、事前に決定され引き落とされた額との差分を返還することとなります。今回、保険料の還付金において、前年度までの実績などから、予算額に不足が見込まれることから増額の補正を行うものです。

綾城委員長 ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 5 号の全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 5 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 19 号「長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

大田市民生活部長 議案第 19 号「長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例」につきましては、議案参考資料 35 ページにお示ししているとおりであり、特に補足説明ございません。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 今の長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてですが、改正の趣旨のところに、産前産後期間において出産被保険者に係る被保険者所得割額及び均等割額を減額することとありますが、保険料も減額とはどういう意味かをお伺いいたします。

井筒総合窓口課長 出産される方ご本人につきましては、保険料の均等割、所得割が減免となりますが、国民健康保険料は世帯での賦課のため、納付額としては 0 円にならない場合もあります。従いまして、世帯全体でいいますと、減額ということになります。

中平委員 改正の内容のところにありますが、1 人の妊娠の場合には 4 か月、複数の妊娠の場合は 6 か月の減額という理解でよろしいのでしょうかお伺いいたします。

井筒総合窓口課長 そのとおりでございます。

ひさなが委員 この条例が改正された後、対象者というのは自らこの減免手続きや申請等をしなければならないのか、それについてお伺いいたします。

小林総合窓口課長補佐 原則、申請が必要です。しかしながら、総合窓口課の窓口班において、出生届が提出された時点で把握できたものにつきましては、減免を適用することとしております。

ひさなが委員 では、今、現在妊娠をされている方等々もこういったことを知るべきかなと思うんですけれども、そういった周知という点に関してはどのようにされていくのでしょうかお伺いいたします。

小林総合窓口課長補佐 今後、広報紙、またホームページ、保健センターなどへポスターの掲示を予定しております。

ひさなが委員 分かりました。では最後に一点ですけれども、先ほど原則申請は必要だということで、窓口課のほうで出生届が出て把握できたものについては減免を適用することというふうにありましたけれども、なかなか出産後というのはバタバタするので、もしも申請を忘れてしまっていたとか、こちら側がやるところをできなかったという場合はどうなるのかお伺いいたします。

小林総合窓口課長補佐 のちに判明した場合、またはそういった異動があった場合には、こちらで職権で対応させていただくことになります。

林委員 これ今、条例の改正内容等を見てもちょっと分かりにくいところがあるので確認するんですけれども、この対象が令和 5 年 11 月 1 日以降に出産する予定または出産した国民健康保険に加入している人が対象になるんですけど、この妊娠の、例えば妊娠何箇月以上とか何日以上とかっていうくくりはあるのでしょうか。

小林総合窓口課長補佐 妊娠期間 85 日以上の方が対象となります。

林委員 85 日間以上ということは 4 か月以上くらい。この場合、その後例えば死産とか流産、それから早産あるいは人工妊娠中絶の場合ってというのは、この取扱ってというのはどうなるのでしょうか。

小林総合窓口課長補佐 死産、流産等につきましても、85 日以上経過後の方については対象となります。

綾城委員長 ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 19 号の全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 19 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 19 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 40 —

— 再開 09 : 41 —

綾城委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 4 号「令和 5 年

度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

伊藤健康福祉部長 議案第４号「介護保険事業特別会計」の補正予算につきましては、提案説明のとおりでございまして、特に補足説明はございません。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第４号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第４号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 09：42 —

— 再開 09：43 —

綾城委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第１１号「長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

伊藤健康福祉部長 議案第１１号、子育て支援課所管の条例改正につきましては、提案説明及び別添の議案参考資料２３ページに、その内容等を示してございまして、特に補足説明はございません

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第１１号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第１１号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第１８号「長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

伊藤健康福祉部長 議案第１８号、子育て支援課所管の条例改正につきましては、提案説明及び別添の議案参考資料３４ページに、その内容等をお示ししてございまして、特に補足説明はございません。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 18 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 18 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 23 号「長門市俵山幼稚園の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

伊藤健康福祉部長 議案第 23 号、子育て支援課所管の「俵山幼稚園」指定管理者の指定につきましては、別添の議案参考資料 41 ページに、その内容等をお示ししておりまして、特に補足説明はございません。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 今、部長から補足説明にありました、議案参考資料の指定管理者選定の経緯の②「過去一貫して徹底した安全管理に努めるなど長期にわたり、適正な管理運営を行い保護者と良好な信頼関係を構築しており、今後の事業計画でも良好な保育サービスの提供が期待できる」と記載がありますが、良好なサービスに対して市はどのような期待をされているのかをお伺いいたします。

山下子育て支援課長 まず、指定管理者としての指定を受ける前段におきまして、候補者を選定する際の手続きとして、申請書をはじめとして事業計画書や収支予算書の提出を今求めているところでございます。俵山幼稚園につきましては、社会福祉法人長門市社会福祉協議会から申請書ほか関係書類が提出されておりまして、保育士資格の有無や配置状況、また保育方針、年間を通じた行事等による保護者との関係構築、さらには地域と結びついた保育の内容などに取り組まれることが事業計画として記載のあったところです。お手元の議案参考資料にも記載しておりますとおり、社会福祉法人長門市社会福祉協議会は、平成 18 年度から長い期間にわたりまして俵山幼稚園の指定管理者として大きな事故もなく地域に根差した運営をこれまでして来られました。私どもといたしましては、これまでと同様に自然の中で、のびのびと保育を行うこれまでの保育方針を継続していただくことを今期待しているところでございます。

綾城委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 23 号の全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 23 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 23 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 48 —

— 再開 09 : 49 —

綾城委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 21 号「長門市地域福祉センターの指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

伊藤健康福祉部長 議案第 21 号、地域福祉課所管の「長門市地域福祉センター」指定管理者の指定につきましては、別添の議案参考資料 37 ページから 38 ページにかけて、その内容等をお示ししておりまして、特に補足説明はございません。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 21 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 21 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 22 号「長門市児童デイ・ケアセンターの指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

伊藤健康福祉部長 議案第 22 号、地域福祉課所管の「長門市児童デイ・ケアセンター」指定管理者の指定につきましては、別添の議案参考資料 39 ページから 40 ページにかけて、その内容等をお示ししておりまして、特に補足説明はございません。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 22 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 22 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 52 —

— 再開 09 : 53 —

綾城委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 29 号「長門市俵山公民館の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

井関教育部長 それでは、議案第 29 号「長門市俵山公民館の指定管理者の指定について」補足説明を申し上げます。議案参考資料では 51 ページになります。俵山公民館につきましては、平成 20 年 10 月から指定管理者制度を導入し、これまで「俵山地区発展促進協議会」が管理運営を行っておりますが、この指定管理期間が、令和 6 年 3 月末で満了となることから、令和 6 年 4 月から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間、引き続き「俵山地区発展促進協議会」を指定管理者として、指定を行うものでございます。補足説明は以上でございます。

綾城委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 29 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 29 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 55 —

— 再開 09 : 56 —

綾城委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 6 号「令和 5 年度長門市水道事業会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林上下水道局長 議案第 6 号「令和 5 年度長門市水道事業会計補正予算（第 2 号）」につきましては、提出議案概要のとおり給与改定に伴う人件費の増額によるものであり、特に補足説明はございません。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 6 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 6 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 7 号「令和 5 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林上下水道局長 議案第 7 号「令和 5 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 2 号）」につきましても、提出議案概要のとおり給与改定に伴う人件費の増額によるものであり、補足説明はございません。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑は

ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 7 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 7 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。ここで説明員退席のため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 58 —

— 再開 09 : 59 —

綾城委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、「閉会中の継続調査申出書」について議題とします。お諮りします。この際、閉会中の所管事務継続調査事項について、お手元に配付のとおり、議長に対し申し出たいと思いますが、これにご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認めます。よって、議長に対し、閉会中の本委員会所管事務の継続調査事項として申し出ることと決定しました。なお、委員会開催の日時、場所及び事項につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認めます。よって、委員会開催の日時、場所及び事項につきましては、委員長に一任することと決定しました。最後に、「委員派遣について」を議題とします。お諮りします。委員派遣については、お手元に配布したとおり、議長に提出したいと思いますが、ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認めます。よって、委員派遣については、お手元に配りましたとおり議長に提出することと決定しました。お諮りします。ただ今議決されました委員派遣について、字句その他の整理を要するものについては、その整理を委員長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認めます。よって、字句その他の整理は、委員長に委任することと決定しました。これで文教厚生常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 10 : 01 —